

秋田市告示第138号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月11日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

(1) 住所 韓国

氏名 CHEONG HYUK JUN

(2) 住所 中国

氏名 鳥 潟 千絵子

(3) 住所 中国

氏名 鳥 潟 磨 人

(4) 住所 秋田県大館市字新町11番地

名称 根田商事株式会社

(5) 住所 秋田市新屋町字新町後262番地 5

氏名 亡 岸英樹相続財産

2 送達する書類

差押調書（謄本） 5 通

配当計算書 5 通